

OSS License Checked! *Orchestrating a brighter world* **NEC**

OSSライセンスと著作権法の概要

～有償セミナー「OSSライセンスと著作権法」の抜粋になりました～

2019年8月7日
NEC OSS法律センター 編成執筆

知識レベル・コンサル:「OSSライセンスと著作権法」セミナー

第1章 OSSは一般に他人の著作物
第2章 著作物の「利用」とは「著作権の行使」
第3章 ライセンス違反は著作権侵害
第4章 著作権行使の許諾と理解して各OSSライセンスの条文を読む
第5章 結合著作物に関する詳細と新たな問題
第6章 基本的な対案例

1日20名まで50万円の出版セミナー(基本、余額)
基本料 5万 税別 5万5千円、100ページのテキスト
参加費 10万 税別 10万5千円、参加費 10万 税別 10万5千円
7月 10日(土) 10時～12時、8月 10日(土) 10時～12時

講座: 個別別

「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」という誤解、意外に多い

製品出荷前に、GPLソースを準備し、要求に応える準備をすれば良い、と誤解

GPLを製品に組込出荷することにより、ソース公開の義務が発生する、と誤解

それでは、既に、著作権侵害してしまっている

(第1章) **まず、OSSは、一般に、他人の著作物であることを思い出そう。**

「フリー」とは他人の著作物でも、単なる「無料」と「自由」の違い

「フリーソフト50選」と題したムックの内容は似て非なる3種類のソフトウェアが含まれている

OSSとフリーウェア/PDSを区別しよう

- 著作権のあるなし
- ソースコードの公開が非公開か

	OSS (OSSライセンス)	フリーウェア (フリーウェア)	PDS (パブリックドメイン)
著作権	有	有	無
ソースコード	公開	非公開	公開/非公開
例	Linux, Apache, etc.	Acrobat Reader, etc.	gmail, SQLite, etc.

著作権は、他人に無断で複製されない権利

著作権は、特許権・商標権などと同じ、知的財産権の一つ

知的財産権とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して与えられる、「他人に無断で複製されない」という権利

他人に無断で出版(のうな行為)されない権利

この行為を大まかに「**頒布**」と呼ぶ

著作権の話をもっと詳しく

著作物の「利用」とは「著作権の行使」

著作物と発明の違いは、伝達手段が伝達対象か

著作権法入門、有斐閣、2009、P8

- 発明: 発明者(特許権者)が、特許権を行使する
- 著作物: 伝達される対象であるアイデアそのもの(うち技術上のそれを)を保護する
- 著作権: 著作権者がアイデアをどのように伝達・表現するのという手段に関する創作を保護する

GPLは、「契約」ではなく、「著作権」のライセンス

しなければならない事や違つたと言っているのではない道義が違ふ

手続として考えるのではなく、他人の権利を侵害しないようにする。他人の権利行使しても許される条件を満たすように考える。

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPLの著作物の頒布(複製)
行使が許される条件	現金支払い	ソースの送付
行使が許される条件2	約束(ノックアウト支払い)	ソース頒布する届の申し出の送付
条件を満たす行使	譲渡(万引等)	著作権侵害(GPL違反)

日本国著作権法の概観

著作権法(著作権)とは、著作物の複製・頒布・公衆送信、送信防止、貸与、譲渡、質権の設定等の権利を保護する権利

著作権者(権利者)は、著作物の複製・頒布・公衆送信、送信防止、貸与、譲渡、質権の設定等の権利を行使する権利

著作権法(著作権)とは、著作物の複製・頒布・公衆送信、送信防止、貸与、譲渡、質権の設定等の権利を保護する権利

ライセンス違反は著作権侵害

他人の著作権を侵害する犯罪行為例

OSSも、著作権法で保護されているプログラムなので、その複製は違法行為

これを許諾する条件がOSSライセンス条文です

→ Pkgソフトのライセンスとは、許諾する行為が違う

著作権行使の許諾(=ライセンス)と理解して各OSSライセンスの条文を読むと誤解しない

日本国著作権法の概観

著作権法(著作権)とは、著作物の複製・頒布・公衆送信、送信防止、貸与、譲渡、質権の設定等の権利を保護する権利

OSSライセンスを4タイプに分類してみる

①ソースの公開 (OSS自身)
②ソースエンジニアリングの許可 (GPL、OSSの他者著作物)
③ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプにのみ、ライブラリ等の場合を除く)

OSSライセンスタイプ	OSS自身の権利	その他の権利
BSDタイプ	バイナリ配布のみ許可	ソースを再配布しないのは禁止(パブリックドメイン)
MPLタイプ	バイナリ配布のみ許可	著作権者のソースエンジニアリングの許可が必要
GPLタイプ	ソースを再配布する権利	著作権者のソースエンジニアリングの許可が必要

他人の著作権を侵害しないための許諾条件-PostgreSQL

これを許諾する条件がOSSライセンス条文です

求めているのは、やるべき「アクション」ではなく、「状態」

The FreeBSD Copyrightは、こう読んでほしい(1/2)

ソースコード形式で再配布する場合は、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を必ず記載してください。

2) バイナリ形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を、配布物とともに提供される文書(および/または、他の資料)に必ず記載してください。

The FreeBSD Copyrightは、こう読んでほしい(2/2)

1) ソースコード形式で再配布する場合は、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を必ず記載してください。

2) バイナリ形式で再配布する場合、上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定を、配布物とともに提供される文書(および/または、他の資料)に必ず記載してください。

GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条相当

このプログラムの著作権は、著作権者(権利者)が専有しており、第三者が複製、頒布、公衆送信、送信防止、貸与、譲渡、質権の設定等の権利を行使する権利を行使する権利

GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第2条相当

このプログラムの著作権は、著作権者(権利者)が専有しており、第三者が複製、頒布、公衆送信、送信防止、貸与、譲渡、質権の設定等の権利を行使する権利を行使する権利

結合著作物に関する詳細と新たな問題

GPLv2 第6項に「GPL/GPL」の改変の目的が見える

このプログラムの著作権は、著作権者(権利者)が専有しており、第三者が複製、頒布、公衆送信、送信防止、貸与、譲渡、質権の設定等の権利を行使する権利を行使する権利

GPLの「incompatible」とは「再立しない」ということ

OSSTCを組み合わせることで、この条件を満たすことができない

基本的な対案例

すべて自社開発のつもりが、納品物にGPLのリスク

「OSSなど使っていない」と思っているだけで「漏れている」製品は、漏れ対策が出来ないのでは?

「OSSを利用していないこと」を確認するProtex

自社開発ソフト中の思わぬOSSコードの混入を出荷前に検出

自社開発にProtex, OSSは個別に確認しましょう

1. 自社開発のところをProtexに掛け、OSSが検出されないことを確認する
2. 利用しているOSSのライセンス条件を満たしているか確認する

OSSの正のスパイラルに乗って共に成功の道へ

OSSライセンス・コンプライアンス コンサル

1. OSSライセンスと著作権法
2. OSS利用ガイドライン作成支援
3. 開発プロセス改変支援
4. 活動支援アドバイザーサービス

「OSSの使い方を定めたルール」という表現に含む誤解

「ルール」=「規約」の抽象レベルを間違えやすい

OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス:

http://jpn.nec.com/oss/osslic/
Protex: http://jpn.nec.com/oss/protex/

Orchestrating a brighter world
NEC